

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(第47版)

令和3年12月23日発行 沼田町新型コロナウイルス感染症対策本部(役場保健福祉課☎35-2120)

■ 年末年始の感染拡大防止 ■

全国の感染者数は低い水準を維持していますが、“オミクロン株”による感染者が徐々に増加し、注意が必要です。年末年始は人との交流が増える楽しい時期でもありますが、引き続き感染対策をお願いいたします。

1. マスクの着用、手洗いと手指消毒、密接・密集・密閉しない！
2. 外出では混雑を避け、できる限り少人数で！ 気になる症状がある場合は、予定を変更して受診を！
3. 飲食店の利用は、短時間で大声出さず、深酒せず、会話ではマスクを着用しましょう！

■ 新型コロナウイルス感染症相談窓口 ■

気になる症状を感じたら、すみやかに受診しましょう。鼻水や咳等の軽い症状やワクチンを2回接種した場合でも、過信は禁物です。また、市販のPCR検査キットの結果が「陽性の疑い」等になった場合も、必ず下記へご相談ください。

窓口	電話番号	開設時間	専門 相談	一般 相談
北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター	0120 -501-507 (通話料無料)	24時間365日 (土日祝・年末年始も可)	○	○
北海道深川保健所	22-1421	平日 8:45-17:30 (土日祝・年末年始を除く)	○	○
沼田町役場保健福祉課	35-2120	平日 8:45-17:15 (土日祝・年末年始を除く)	—	○

■ 新型コロナウイルスワクチン接種証明書について ■

12月20日から、マイナンバーカードで新型コロナウイルスワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになりました。

◆ 電子版の接種証明書について

電子版の申請には、「マイナンバーカード」「券面入力補助 AP4 桁の暗証番号（マイナンバーカードを窓口で受け取った際に設定した4桁の数字）」、海外用は「パスポート」が必要です。詳しくはデジタル庁のホームページをご覧ください。

◆ 従来型（紙）の接種証明書について（申請窓口：役場保健福祉課）

（申請に必要なもの）

国内用	身分証明書	海外用	パスポート
国内、海外共通		接種済証、接種記録書、予診票のいずれか	

◆ 接種証明書保持者に対する日本への入国時、帰国時の新たな措置

外務省ホームページや厚生労働省ホームページをご覧ください（常時更新）。

■ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済政策」子育て世帯への臨時特別給付事業 ■

児童手当本則給付の対象世帯は、申請書等の提出は不要です。

お子さんが高校生のみ世帯及び公務員の世帯には、先日送付した申請書類の提出をお願いいたします（役場保健福祉課子育て推進室 ☎35-2120）。

また、本町は独自に、児童手当特例給付（児童1人当たり5,000円/月）の対象世帯の方にも国事業と同様に給付させていただきます。

- ◆対象者
 - ①令和3年9月分の児童手当を受給されている方
 - ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育している方
 - ③令和3年9月30日～令和4年3月31日生まれの児童を養育している方

◆必要書類（お子さんが高校生のみ世帯及び公務員の世帯）

- ①申請書
- ②申請者の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証 等）
- ③振込口座番号の分かる書類（通帳・キャッシュカード 等）
- ④所得確認書類（所得課税証明書、非課税証明書等）※令和3年1月1日現在、沼田町に住所のある方は不要です。
- ⑤児童の住所が沼田町に無い場合は、住民票または扶養していることが分かる資料（健康保険証等）

裏面は、新型コロナウイルスワクチン追加接種のお知らせです。